

情報提供ネットワークシステムを利用しない

事業者向け指針における論点

1 情報提供ネットワークシステムを利用しない事業者における情報保護評価の検討に当たって

- 情報提供ネットワークシステムを利用しない事業者（以下、単に「事業者」という。）は、情報保護評価の義務付け対象ではない。
- 事業者特有の問題としては、①マイナンバー法施行に伴い委縮効果が生じる恐れ、また②それとは反対に脱法・違法行為がなされる恐れが考えられる。

2 事業者向け指針の論点

(1) 情報保護評価を行うメリット・デメリット

- <情報保護評価を行うメリット>
 - ・ マイナンバー法は、マイナンバーを適正に活用することで国民の利便性及び行政の効率化を向上させるとともに、マイナンバーの危険性を鑑み必要な保護を行うもの。

①委縮効果に対して

情報保護評価を実施することで、マイナンバー法や民法等の趣旨に則って必要な措置を講じているか確認することができる。また特定個人情報の取扱いの実態を透明化することで、本人その他の不安を解消しうることが考えられる。

委縮効果は、特定個人情報をどのように扱ってよいかわからない場合や、特定個人情報がどのように扱われているか国民が容易に理解できない場合等に生じるものとも考えられる。そこで、プライバシーに対する影響を評価した上で、その対策を、法律の趣旨に則って講じていることが、情報保有機関自身又は他者からもわかるようになれば、過度な委縮効果が生じる可能性が減少することも考えられる。

②脱法・違法行為に対して

また情報保護評価を通じて、脱法・違法行為がなされていないことを示すことができる。

○ <情報保護評価を行うデメリット>

- ・ 情報保護評価を行うことで、適法な措置やより望ましい措置を情報保有機関自身が考えていかなければならないが、情報保護評価を実施してさえいれば、適法である、プライバシーに配慮しているとの誤解が生じる恐れがある。
- ・ 民間においては、プライバシーマーク等、様々な制度が存在している中で、さらに情報保護評価を実施すると、制度に関し混乱が生じる恐れがある。

(2) 指針の要否

- 義務付け対象ではない事業者が、任意に情報保護評価を実施する際に参考となる指針の要否をどう考えるべきか。
- マイナンバー法施行当初、事業者が保有する特定個人情報の多くは、「職員の人事、給与、福利厚生に関する事項」であると考えられる。これは、義務付け対象者においても、情報保護評価の例外とされている事項である¹。
- なお、マイナンバー法施行当初であっても、一定の法定調書²を提出する金融機関等であれば顧客の特定個人情報を保有することが予定されている。
- また、情報保護評価は、特定個人情報に限定されない、一般の個人情報に対する評価枠組みとしても、使用できるものとも考えられる。
- 但し、マイナンバー法上、事業者は、情報保護評価の義務付け対象ではないにもかかわらず、事業者向け指針が公表されることで、情報保護評価

¹ 但し、情報保護評価を実施することで、事業者と従業員との信頼関係の構築に資するものとも考えられる。

² たとえば、配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書、生命保険契約等の一時金の支払調書、損害保険契約等の満期返戻金等の支払調書など。

を事実上実施しなければならないとの誤解が生じる恐れがある。

(3) その他

- このほかの事業者特有の論点は何か。